ホ	一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。
三・四	（略）
五	協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
六	（略）
七	介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

二・三	（略）
（新設）	
四	（略）
五	介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

○農林水産省告示第六百四十九号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、精米の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第二千七十三号）（ＪＡＳ〇〇一七）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百五十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精米についての取扱業者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千七十八号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百五十一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百三十八号）（ＪＡＳ〇八三八）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○環境省告示第五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十一日

環境大臣　浅尾慶一郎

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　東芝環境ソリューション株式会社

ロ　住所　神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　吉田　久律

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　栃木県那須塩原市山中新田字前原三十九番四

ロ　埼玉県川越市むさし野三十七番一

ハ　埼玉県白岡市上野田字北下原千四百四十七番一、千四百五十七番七及び千四百五十七番八

ニ　東京都足立区新田二丁目四番四

ホ　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町字十九ノ区四千六百二十一番一

ヘ　神奈川県川崎市川崎区扇島七番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

令和七年三月二十五日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　関東地方環境事務所資源循環課

ハ　栃木県環境森林部資源循環推進課

ニ　那須塩原市環境戦略部サーキュラーエコノミー課

ホ　埼玉県環境部産業廃棄物指導課

ヘ　川越市環境部産業廃棄物指導課資源化センター内収集管理棟一階

ト　白岡市生活経済部環境課

チ　東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

リ　足立区新田区民事務所

ヌ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

ル　横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

ヲ　戸塚区総務部区政推進課広報相談係

ワ　川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

カ　川崎区役所

ヨ　川崎区役所大師支所

タ　川崎区役所田島支所